

## 利用者のために

1 本調査は、独立行政法人等及び都道府県の研究機関を対象に、次の実施要領により実施したものです。

(1)「農林水産関係独立行政法人等試験研究機関基礎調査実施要領」\*付1参照

(2)「農林水産関係試験研究機関基礎調査実施要領」\*付2参照

(対象：都道府県)

2 本冊においては、都道府県研究機関別の調査結果を除く調査結果を、「第2章 総括」、「第3章 独立行政法人等」及び「第4章 都道府県」として掲載しています。

なお、本調査の結果については、全調査結果を農林水産統計情報総合データベースで公開しています。

ホームページアドレス

<http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/a02smenu?TouID=T001>

注) 国、独立行政法人及び都道府県試験研究機関において実施されている研究課題及び研究業績(論文等)の情報は、研究課題・研究業績データベースに公開しています。

ホームページアドレス

<http://sary.cc.affrc.go.jp/recras/>

3 本冊は、昭和40年度調査から「農林水産関係試験研究機関要覧」として発刊し、その後、昭和45年度調査から「農林水産関係試験研究要覧」、平成15年度調査から「農林水産関係試験研究機関基礎調査報告書」、平成18年度調査から「農林水産研究開発要覧」と変遷して現在に至っています。

〔利用上の注意〕

1 「独立行政法人等」とは、独立行政法人研究機関及び農林水産省の研究機関である農林水産政策研究所をいいます。

2 査基準日は、独立行政法人等については、平成19年1月1日、都道府県については、平成19年3月31日としています。

3 各表の総数と内訳の計は、四捨五入のため、一致しない場合があります。

「0」は、単位未満であることを示す。

「-」は、該当数がないことを示す。

「…」は、該当数が不明であることを示す。

## 農林水産関係独立行政法人等試験研究機関基礎調査実施要領

15 農会第 549 号  
平成 15 年 7 月 28 日  
一部改正 15 農会第 1134 号  
平成 15 年 12 月 26 日  
最終改正 19 農会第 83 号  
平成 19 年 4 月 18 日  
農林水産技術会議事務局長通知

### 第 1 章 総論

#### 1 調査目的

農林水産関係独立行政法人等試験研究機関基礎調査（以下「基礎調査」という。）は、農林水産分野の国立試験研究機関及び独立行政法人における人員、資金、用地の実態を調査し、農林水産関係試験研究の効率的推進を図るために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

#### 2 調査対象

基礎調査は、以下に掲げるものについて行う。

農林水産省の所管する試験研究機関

農林水産省の所管する試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人（農業・食品産業技術総合研究機構にあっては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成 11 年法律第 192 号）第 14 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで（これらに附帯する業務を含む。）及び同条第 2 項に掲げる業務に限る。水産総合研究センターにあっては、独立行政法人水産総合研究センター法（平成 11 年法律第 199 号）第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで（これらに附帯する業務を含む。）及び同条第 3 項から第 5 項に掲げる業務に限る。）

#### 3 調査基準日

基礎調査は、毎年 1 月 1 日現在によって行う。

#### 4 調査事項

基礎調査は、別記様式による調査票により、以下に掲げる事項を調査する。

人員調査  
資金調査  
用地調査

## 5 調査の方法及び報告期日

- (1) 基礎調査は、農林水産技術会議事務局長（以下、「事務局長」という。）が調査票を当該機関の代表者に対し、公文書及びメールで送付、及び回収することにより行う。
- (2) 当該機関の代表者は、調査票に記入し、調査票の内容について調査項目間の整合性等を精査の上、その結果をメールで調査年の7月31日までに、事務局長に送付する。

## 6 結果の公表等

事務局長は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

## 第2章 調査内容

### 1 人員調査

- (1) 人員の職種別人数（研究関係、企画調整関係、養成研修関係、事務関係、船舶関係、作業関係の別）
- (2) ポストドクター相当数
- (3) 臨時職員等の職種別従事者数
- (4) 研究職員の内訳（分野別年齢別人数、分野別研究歴別人数、分野別学位取得者人数、分野別人数のうち研究部門別専門別人数）

### 2 資金調査

- (1) 総収入額の財源別金額
- (2) 競争的研究資金の府省別獲得金額
- (3) 総支出額の支出項目別金額

### 3 用地調査

## 農林水産関係試験研究機関基礎調査実施要領

15農会第548号

平成15年7月11日

最終改正 19農会第83号

平成19年4月18日

農林水産技術会議事務局長通知

### 第1章 総論

#### 1 根拠法規

農林水産関係試験研究機関基礎調査（以下、「基礎調査」という。）は統計法（昭和22年法律第18号）第八条第一項の規定に基づく届出統計として実施する。

#### 2 調査目的

基礎調査は、農林水産分野の都道府県試験研究機関及び地方独立行政法人、財団法人における人員、資金、用地の実態及び試験研究課題等を調査し、農林水産関係試験研究の効率的推進を図るために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

#### 3 調査対象

基礎調査は、以下に掲げるものについて行う。

都道府県規則により試験研究、調査研究を主たる任務とすることが明記され、農林水産業（農林水産物の加工・流通利用を含む。）に関する試験研究を実施している都道府県の機関及びこれに類する独立行政法人、財団法人

前項の都道府県機関、独立行政法人、財団法人のうち、研究員、研究費及び研究課題のいずれかを有する機関

#### 4 調査基準日

基礎調査は、毎年3月31日現在によって行う。

#### 5 調査事項

基礎調査は、別記様式による調査票により、以下に掲げる事項を調査する。

人員調査

資金調査

用地調査

課題等調査

## 6 調査の方法及び報告期日

- (1) 基礎調査は、農林水産技術会議事務局長（以下、「事務局長」という。）が調査票を各都道府県知事に対し、公文書及びメールで送付、及び回収することにより行う。
- (2) 各都道府県知事は、調査票に記入し、調査票の内容について調査項目間の整合性等を精査の上、その結果をメールで調査年の7月31日までに、事務局長に送付する。

## 7 結果の公表等

事務局長は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

## 第2章 調査内容

### 1 人員調査

- (1) 人員の職種別人数（研究関係、企画調整関係、事業・普及関係、事務関係、船舶関係、作業関係の別）
- (2) ポストドクター相当数
- (3) 臨時職員等の職種別従事者数
- (4) 研究職員の内訳（分野別年齢別人数、分野別研究歴別人数、分野別学位取得者人数、分野別人数のうち研究部門別専門別人数）

### 2 資金調査

- (1) 総収入額の財源別金額
- (2) 競争的研究資金の府省別獲得金額
- (3) 総支出額の支出項目別金額

### 3 用地調査

### 4 課題等調査

- (1) 試験研究課題調査
- (2) 試験研究業績調査